

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、
翌日)

鳥取県訓令第十一号
鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め
る。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◆訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）
- ◆告 示 保険医等の登録（保険課）
- ◆正 保険薬局の指定の辞退（〃）
- 土地改良区の役員の就退任（四件）（農村整備課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（二件）（〃）
- 保安林の指定の解除予定（六件）（森林保全課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◆正 誤 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）
- ◆正 平成二年二月鳥取県告示第百一十六号中訂正

別表第三中

地 方 機 関	産 業 医
一 東部県税事務所、東部福祉事務所、 身体障害者更生相談所、計量検定所、 鳥取地方農林振興局、鳥取農業改良	職員厚生課長が医師である所属職員のうちから指名す る者
普及所、鳥取土木事務所	

を

区分	産業医
一 本庁、東部県税事務所、東部福祉事務所、身体障害者更生相談所、計量検定所、鳥取地方農林振興局、鳥取農業改良普及所、鳥取土木事務所	鳥取県職員診療所に勤務する地方職員共済組合鳥取県
	支部所属の医師

附則

この訓令は、平成五年五月一日から施行する。

に改める。

告示

鳥取県告示第四百十一号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
くすだ薬局卯垣 支店	鳥取市卯垣二二八一二四	平成五年五月七日

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	湯原嘉徳	米子市諏訪二四三
西村 隆	米子市諏訪三五一一	
湯原 成	米子市諏訪一八一一一	
須山 克己	米子市諏訪二〇三	
長谷川 薫	米子市諏訪五三六	
野口辰巳	米子市八幡三二二	
田守 薫	米子市八幡五七三一一	
高田信夫	米子市八幡六七三一二	
田辺 肇	米子市福市一三〇	
中谷 博文	米子市福市一五七	
内藤 博文	米子市福市七〇一	
伊塚 良	米子市福市一二六四	
杉村 純一	米子市別所一一八一	
諸田 浩一	米子市別所一〇〇七	
西田 光雄	西伯郡岸本町大殿一四六四	
長谷川 明男	西伯郡岸本町大殿一一六二	
影山 清久	西伯郡岸本町大殿六四七	

影山忠嗣 西伯郡岸本町大殿三一六
高塚一男 西伯郡岸本町大殿六五八
大島武夫 西伯郡岸本町坂長八四三一一
山浦喜隆 西伯郡岸本町坂長九二六

小村弘彦 西伯郡岸本町坂長一七七〇
杉原芳治 西伯郡岸本町坂長一八二八
美甘恭雄 西伯郡岸本町岩屋谷二一三
宅野岩男 西伯郡岸本町岩屋谷三八五二二
岩田功 西伯郡会見町諸木八二
末次覚人 米子市八幡二二八
和田亮 西伯郡岸本町坂長一二三七
監事

平成五年四月一日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

就任した役員の氏名及び住所

監事	鈴野 久嘉	鳥取市湖山町北一一二四二
" " "	河西 正治	鳥取市南限三二
" " "	川戸 稔	八頭郡河原町大字袋河原二七一
" " "	松岡 篤男	八頭郡河原町大字布袋二二八
" " "	根正則	鳥取市円通寺八七三
" " "	玉田 定寿	鳥取市長谷五一八
" " "	田中 原広	鳥取市倭文四三〇
" " "	前田 幸雄	鳥取市上味野二五二二一
" " "	藤井 義夫	鳥取市朝月五三
" " "	古田 光輝	鳥取市野寺二四一一
" " "	吉田 康隆	鳥取市服装二四六一
" " "	影井 正美	鳥取市吉海八三三一六
" " "	井上 稔	鳥取市晚稻二三九
" " "	高田 幸雄	鳥取市湖山町南一一二三二八
" " "	本善次郎	鳥取市足山一八〇
" " "	本茂	鳥取市西品治五五八
" " "	田國	鳥取市安長三五九
" " "	浜隆	鳥取市横枕三四一
平成五年三月三十一日退任	八頭郡河原町大字長瀬二〇六	鳥取市賀露町八七八

監事	鈴野 久嘉	鳥取市湖山町北一一二四二
" " "	河西 正治	鳥取市南限三二
" " "	川戸 稔	八頭郡河原町大字袋河原二七一
" " "	坂前田 信男	近藤 栄次
" " "	玉田 定寿	山根 正則
" " "	坂前田 信男	鳥取市長谷五一八
" " "	玉田 定寿	鳥取市倭文四七三
" " "	坂前田 信男	鳥取市上味野二五二二一
" " "	坂前田 信男	鳥取市下味野三三八
" " "	坂前田 信男	鳥取市野寺二四一一
" " "	坂前田 信男	鳥取市服装二四六一
" " "	坂前田 信男	鳥取市吉海八三三一六
" " "	坂前田 信男	鳥取市晚稻二三九
" " "	坂前田 信男	鳥取市湖山町南一一二三二八
" " "	坂前田 信男	鳥取市足山一八〇
" " "	坂前田 信男	鳥取市安長三五九
" " "	坂前田 信男	鳥取市横枕三四一
平成五年四月一日就任 任期四年	八頭郡河原町大字長瀬二〇六	鳥取市賀露町八七八

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	坂本好秋	八頭郡八東町大字中三〇〇
	稻田馨	八頭郡八東町大字北山三七九
理事	大平安雄	八頭郡八東町大字用呂一〇四九
	大平哲男	八頭郡八東町大字用呂三九三
監事	宮城君昭	八頭郡八東町大字用呂一二七〇
	矢部登貴平	八頭郡八東町大字用呂一二五六
監事	太田章太郎	八頭郡八東町大字用呂一二五九
	矢部登貴平	八頭郡八東町大字用呂一二七〇
監事	大久保昌夫	八頭郡八東町大字用呂一二五六
	大久保昌夫	八頭郡八東町大字富枝一二六
監事	田中文海	八頭郡八東町大字富枝二二七
	田中文海	八頭郡八東町大字富枝二二六
監事	小林勇	八頭郡八東町大字富枝二二七
	小林勇	八頭郡八東町大字富枝二二七
監事	藤田晴雄	八頭郡八東町大字志谷六五七
	藤田晴雄	八頭郡八東町大字志谷六五七
監事	藤田博道	八頭郡八東町大字志谷六五九
	藤田博道	八頭郡八東町大字志谷六五九
監事	浜根嘉久	八頭郡八東町大字志谷六五九
	浜根嘉久	八頭郡八東町大字志谷六五九
監事	藤田博道	八頭郡八東町大字中一〇二八
	藤田博道	八頭郡八東町大字中一〇二八
監事	山本設男	八頭郡八東町大字北山二二三
	山本設男	八頭郡八東町大字北山二二三

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本設男	八頭郡八東町大字北山二二三
	田中浅三	八頭郡八東町大字北山四五
理事	大平安雄	八頭郡八東町大字用呂一〇四九
	大平哲男	八頭郡八東町大字用呂三九三
監事	宮城君昭	八頭郡八東町大字用呂一二七〇
	矢部登貴平	八頭郡八東町大字用呂一二五六
監事	大久保昌夫	八頭郡八東町大字富枝一二六
	大久保昌夫	八頭郡八東町大字富枝一二七
監事	田中文海	八頭郡八東町大字富枝二二七
	田中文海	八頭郡八東町大字富枝二二六
監事	小林勇	八頭郡八東町大字富枝二二七
	小林勇	八頭郡八東町大字富枝二二七
監事	藤川尻	八頭郡八東町大字志谷六五七
	藤川尻	八頭郡八東町大字志谷六五七
監事	藤田博道	八頭郡八東町大字志谷六五九
	藤田博道	八頭郡八東町大字志谷六五九
監事	浜根弘巳	八頭郡八東町大字中一〇四九
	浜根弘巳	八頭郡八東町大字中一〇四九
監事	藤田博道	八頭郡八東町大字用呂七五二
	藤田博道	八頭郡八東町大字用呂七五二
監事	山本設男	八頭郡八東町大字富枝二七七
	山本設男	八頭郡八東町大字富枝二七七
監事	浜根嘉久	八頭郡八東町大字中一一七
	浜根嘉久	八頭郡八東町大字中一一七

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年四月三十日

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体

土地改良事業の名称

工事完了年月日

久米土地
改良区土地改良総合整備事業（一般）高城地
区区画整理

平成四年十二月十日

大栄町

土地改良総合整備事業（一般）西高尾
理及び客土
地区農業用排水、農道整備、区画整

昭和六十一年七月三十日

赤崎町

土地改良総合整備事業（一般）船上山
地

平成五年三月十日

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ば場整備事業北谷地区区画整理	平成五年三月二十日

鳥取県告示第四百十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 鳥取市白兎字白浜六八八の一五
- 二 保安林として指定された目的
- 飛砂の防備
- 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市白兎字白浜六九三の五一
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市楓原字鶴谷奥一二三六の一・一二三七次一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字椎ノ木坂一四七の二、一四七の四、一四八（次の図に示す部分に限る。）、字丸山一五六の二、一五六の三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

平成五年四月三十日

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩

美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

尾 邑

邑

次

鳥取県告示第四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の六二一

一 解除予定に係る保安林の所在場所

飛砂の防備

解除の理由

保安林として指定された目的

鳥取県告示第四百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

尾 邑

邑

次

鳥取県告示第四百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

尾 邑

邑

次

鳥取県告示第四百二十一号

一 開発許可の年月日及び番号
平成五年三月二十九日 鳥取県指令受都計三一一第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字上道端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千四九六一六

高橋 岩

高橋福子

鳥取県告示第四百二十六号

次の開発行為に関する工事が既に終了したのや、都市計画法（昭和四十年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定によるものと認定する。

平成5年4月30日

鳥取県知事 西 尾 国 次

1 平成4年度第4四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内 のもの		3月を超 え6月以 内のもの		6月を超 え9月以 内のもの		9月を超 え12月以 内のもの		合 計
	件 数	0	1	1	0	2	1	0	

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字八橋字崩レ及び字東下河原

倉吉市河原町一七七〇

有限会社稻井農平金物機工

代表取締役 稲井範行

平成4年度第4四半期（1月～3月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5

「条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

2 平成5年3月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	意見集約中鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
	法5条等届出前出店前からのもの	会の意見聴取終了以前のもの		
件 数	1	0	0	4

正誤表
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
後のみかげ

平成11年1月鳥取県知事第百一十六号(保安林の指定予定地について)
次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁十一
段下
行三
誤立木の伐採の限度
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種